

珠江デルタ地帯における民法法統一化傾向の研究

研究代表者：後藤武秀（法学部法律学科・教授）

研究分担者：井上貴也（法学部企業法学科・教授）

研究分担者：芦野訓和（法学部法律学科・教授）

研究分担者：大坂恵里（法学部法律学科・教授）

研究分担者：朱大明（アジア文化研究所・客員研究員）

1. 研究の概要

本研究課題は、南中国、とりわけ珠江デルタ地帯と称される地域、並びにこの地域と人的にも経済的にも密接な関係のある台湾について、経済並びに政治的交流の活発化に伴って、とりわけ民法法の統一化が進展しつつある現状を明らかにし、それぞれの地域の法のバックグラウンドが異なることから、その調整がどのように行われているかについて現地調査を交えつつ解明していこうとするものである。研究期間は2年間であり、研究に参加した研究者の専門性を活かしつつ、共同研究としての成果を世に問うことを目的としている。

初年度は、月例で研究会を開催し、順調な進展を見たが、第2年度、すなわち2020年度は、予想だにできなかった新型コロナウイルスの蔓延により、研究会の開催もできず、また当然のことながら現地調査も全くできなかった。そのため、文献に依拠した研究が中心となったが、新しい研究領域であるだけに、関連文献も多くなく、当初計画したような研究ができなかったのが残念である。

2. 研究の背景

研究代表者らは、アジア文化研究所を母体として、井上円了記念研究助成のうち、研究所研究「珠江デルタにおける西洋近代法と伝統的宗法規範の対立と同化に関する研究」(研究代表者:井上貴也、平成27年度～平成29年度)の助成を受け、香港、マカオ、中国華南地域における伝統と近代の相克について研究してきた。その研究成果の副産物として、かなりの勢いでこの地域の法の統一が進展しつつあることを確認してきた。その後、大型研究「『一帯一路』経済政策による中国経済の海外展開とその関係諸地域に及ぼす文化的影響」に参加し、この地域の経済と法の関係について研究する過程で、中国による日本円に換算して2兆円にも上る膨大な金額の投資が行われ、香港、マカオ、中国華南地域の中山市が海上橋によって結ばれ、さらには香港と深圳市、広州市が高速鉄道によって結ばれるという地域一体化の構想が急速に進展しているのを実見した。交通網の一体化は必然的に人の移動を促進する。まさに、近年中国で提唱されるようになってきた粵港澳大湾区一体化が進展しているのである。このような状況は必然的に人々の日常生活と関係する民法法の統一化を招来せずにはいない。香港、マカオの返還時において、向後50年間はそれぞれの地区の独自性を保証することとされ、香港ではイギリス流のコモンローが行われ、マカオではポルトガルの導入したドイツ法と慣習法が行われてきた。しかし、マカオでは、香港からの投資の増加に伴い、香港法とマカオ政府法、ポルトガル法、そして中国人の移入に伴い中国法が併存するようになってきている。こ

のような状況は、今後ますます加速されるであろう。そのような中で、マカオを中心に民事法の統一化の動きが加速し始めている。

3. 研究目的

本研究では、珠江デルタ地帯においてどのような形で民事法の統一化が進行しているかについて、制定法だけでなく、香港、マカオにおける裁判所の判決を通じて解明していくことを目的としている。とりわけ、中国の経済的影響下に進行しつつある取引法の状況を明らかにしていく。マカオでは、1879年に発効したポルトガル民法が今なお形式的には使用されているが、ポルトガル人やその子孫であるマカエンセが僅少になり、反面において中国内地からの移住者が増加していることから、実質的には香港のコモンローと中国法が止揚されているようであり、その明文化が進められている。こうした立法の過程で、香港法と中国法がどのように取り入れられているかについて検討する必要がある。

以上のような目的を掲げ、第2年目にあたる本年は、現地において裁判例などを収集し、報告会を開催して現地の研究者と意見交換する予定であったが、新型コロナウイルスの蔓延により、それを実現することはできなかった。その結果、勢い文献研究にならざるを得なかった。

4. 当該分野におけるこの研究計画の学術的な特色・独創的な点及び予想される成果

香港法に代表されるイギリス流のコモンロー、マカオ法に代表されるドイツ流のヨーロッパ大陸法、さらには中国法に代表される社会主義的要素を有する法は、それぞれ世界の主要な法系であり、その比較は比較法学において最も重要な課題である。それらが近接し、接近しあっているのがこの地域の特色である。したがって、相異なる法系を形成している法が近接する地域において交錯している事例は、世界でも珠江デルタ地帯だけである。その比較が重要な課題であることはすでにみたとおりであるが、しかし、世界においても日本においてもそれらの比較研究という観点から研究が行われたことはない。それゆえ、本研究はその嚆矢として位置づけられるものである。その研究には、英米法、ドイツ法、中国法、現地慣習法という4つの法領域の専門的学識がないとこれに挑戦することはできない。幸い、英米法（大坂、井上）、ドイツ法（芦野）、中国法（朱、後藤）、現地慣習法（後藤）の各分野の専門家を擁することができたので、その成果は広く学会に発信するだけの価値を有している。

5. 国内外の研究の中での当該研究の位置づけ

上述したように、本研究は日本国内においてはもとより、西洋諸国においても行われていない課題を対象とするものである。1960年代にツヴァイゲルトとケッツにより法圏論が提唱され、ほぼ同時期にR.ダヴィドにより法体系論が提唱された。それ以降、英米法と、ヨーロッパ大陸法の重要な一部をなすドイツ法が東アジアの小さな地域において統一化の波にさらされているとは、誰も想像だにできないことであった。中国経済の拡大に伴う一帯一路政策がその統一化を推進する役割を担う時代になってきた今日、本研究は学会だけでなく、この地域に投資している日本企業に対してもこの地域の方の将来像を提示することにつながる。未開の分野に対する挑戦は本研究がこの分野の世界的研究機関となる可能性を秘めていると言える。

6. 研究計画・方法

本研究は、第1に、現地で刊行された書籍及び判決録等の文献資料を入手し、これを分析することによって進められる。第2に、現地における司法関係者、研究者への聞き取り調査により、現実に裁判の中で、あるいは行政指導の中でどのように法統一が進行しているかを解明することによって進められる。第1の方法は、必要書籍の入手と判決録の入手によって行われる。書籍に関しては、香港発行のものはかなり高額であることから日本国内で代理店を通して購入するよりも現地で購入する法が安価である。マカオ発行のものは現地でしか購入できないのが実情である。書籍購入費としてかなり高額の経費を計上したのは以上の理由による。判決録の入手は、香港の判決は一部分がインターネット上に公開されているが、すべてではないので、現地の司法関係者を通じて入手することを考えている。マカオの判決は、中国語とポルトガル語の併記によって出される。それらは、マカオの書店でのみ購入可能であることから、出張時に入手する。また、マカオの裁判所は現在中国の影響を強く受けており、かつてのポルトガル人判事はすでに皆無となり、中国の判事資格を有する判事が裁判を担当しており、ポルトガル語に通じた書記がポルトガル語表記を担当している。そのような事情から、判決録として刊行されているものは裁判のすべてではないので、司法関係者への聞き取り調査を通じて必要資料の入手を図る必要がある。幸い、本研究所客員研究員として本研究に参加している朱大明北京大学副教授（現武蔵野大学教授）は、マカオの司法官訓練所の非常勤教員、並びにマカオに隣接する中国横琴自由貿易試験区の法律顧問でもあるので、調査に便宜を図ってもらえることができる。

以上に述べたように、本研究の推進には現地における資料の入手と司法関係者及び行政関係者への聞き取り調査が必須であることから、英米法、ヨーロッパ大陸法、中国法の学識を有する研究者をそれぞれの担当する地域へ派遣し、資料の入手と聞き取り調査を行わせる。

入手した文献資料及に聞き取り調査の結果を研究代表者、分担者が共同して分析する。その際、英米法の影響という観点からの分析を大坂、井上が担当し、ヨーロッパ大陸法の影響という観点からの分析を芦野が担当し、中国法の影響という観点からの分析を朱、後藤が担当し、慣習法の影響という観点からの分析を後藤が担当する。

7. 一帯一路経済政策と珠江デルタ地帯の位置づけ

中国の習近平政権によって2014年以来提唱されてきた一帯一路政策は、中国南部の華南地域において、地域連携の密接化を課題として展開されている。中国の広東省の諸都市、香港、マカオの連携によりこの地域の特性を活かしつつ一体化して経済発展を促進していくこととなった。この地域は、粵港澳大湾区（グレーターベイエリア）と称されるようになり、すでに2019年から香港空港に隣接する人工島から珠海をまたいでマカオと中山市まで海上を直行する道路が開通している。また、香港の九龍から中国深圳市の中心である福田まで直通の新幹線が開通した。これは広東省の省都である広州市までつながっており、香港から1時間余りで到着することができる。このような交通網の整備によるこの地域の連携は、必然的に経済活動の一体化を促進することとなってきた。

今、この地域における開発の歴史を振り返ってみると、中国政府と広東省政府などの地方政府との連携が極めて密接に行われてきたことが分かる。

2009年に広東省政府が率先する形で国务院香港マカオ局と香港、マカオ政府の同意を得て、湾区発展計画を示し、これらの地域を跨ぐ交通網の整備、これらの地区の経済協力、これらの地区の環境保護、協調性のある制度建設という4つの項目を提示した。2010年には、広東、香港、マカオの

政府が珠江デルタ居住区重点的建設計画を発表し、地区を跨ぐ協力関係の実施に取り組むこととなった。他方、広東省の中でも香港に隣接する深圳市では、同市の湾である前海湾、深圳湾、大鵬湾、大亜湾などを対象として湾区経済の発展を課題として提示した。このような地方政府の計画を国家レベルで推進していこうとしているのが、一体一路経済政策である。2014年にウズベキスタンで発表された本計画はその具体化の好例として華南地域における開発を取り上げ、これとリンクする形で国家政策の推進を目指した。すなわち、2015年には、国家発展改革委員会、外交部、商務部が連合してシルクロード経済ベルトと21世紀海上シルクロード建設を提示し、その一環として粵港澳大湾区における協力関係の推進が取り上げられた。2016年には、中華人民共和国国民経済と社会発展第13回5か年計画が発表され、珠江デルタ地帯において香港、マカオが重要な役割を果たすことが確認され、これらの地域が一体となった発展協力関係が示された。同年には、國務院珠江デルタ地帯協力指導意見において、この地域に世界レベルの都市群を建設することが表明された。これに対応して、広東省政府は2017年に香港、マカオ協力協議重点計画を発表し、これらの地域の相互に優れている点を利用しつつ連携的發展を目指すとして、粵港澳大湾区發展計画を発表した。そして、同年7月には習近平国家主席が現地を訪問し、広東省、香港、マカオの協力發展を指示し、同年10月の党19大報告において、一国両制のもとにこの地域の發展推進が取り上げられた。2018年には、国家改革發展委員会が会見を行い、この地域の發展計画が進行中であることを示し、さらに國務院は広東自由貿易試験区改革開放計画の一層の進展を発表した。

このような近年急速に展開されるようになった協力関係の1つが輸出入にかかわる税制の改正であろう。その嚆矢と目されるのが、2003年に中国大陸と香港、マカオ政府との間で締結された「内地と香港マカオとの緊密な経済貿易関係樹立方策」である。これにより、これらの地域間の物資の移動が容易になってきている。2017年で見ると、香港から中国内地への物資の移動のうち、関税を課されないものは65.1億人民元であり、5.8億人民元の関税が減少した。マカオから中国内地へは7107万人民元の輸出が行われ、391.6万人民元の関税が減少した。(以上については、滕宏庆、张亮『粵港澳大湾区法治環境研究』華南理工大学出版、2019年を参照)

このような広東省、香港、マカオの密接な関係の促進状況の中で、今なお不十分な部分が法制度の統一化である。それは緒に就いたばかりであり、今後の展開が待たれるところである。

8. 研究経過と成果

以上に概略を示したように、本研究は文献研究と現地調査を両軸として進めることができるものである。2020年度は、現地で報告会を開催して現地研究者らからより多くの情報を得る予定であった。ところが、新型コロナウイルスの蔓延のため、一切の出張が禁止され、現地で必要書籍の購入のほか、最新情報の提供を受けることも不可能になってしまった。そのため、研究計画を大幅に修正しなければならなくなり、当初予期した成果を上げえたかどうか、心もとなさを感じているところである。以下に、現在までの成果をまとめておこう。

2019年度

2019年度は、3つの成果を収めることができた。第1は、大坂研究員が中国の環境法関係者に対して日本における法状況を中心としたレクチャーを行ったことである。国際協力事業団の依頼によるもので、法の統一化という面で、本研究の一端をなすものである。第2は、個別の研究報告であるが、芦野研究員は中国蘇州で開催された中国法学会民法研究会において、「建築承包工程中的債権確保手段」と題する報告を行った。また、大坂研究員は、アジア法社会学会において Legal

Means to Solve Troubles Caused by a Nuclear Power Plant Accident : Putting the Focus on Victim Compensation及び、Legal and Other Problems of the Environmental Remediation for the Reconstruction and Revitalization of Fukushimaと題する報告を行った。第3は、後藤武秀・梁凌詩ナンシー（編著）『粵港澳大湾区法制的基礎的研究（1）—基礎的資料—』（A Fundamental Studies on Legislation of the Guangdong-Hong Kong-Macao Greater Bay Area-Primary Data Collection,ACRI Research Paper Series 14,ISBN978-4-904279-15-1）を刊行したことである。本書は、粵港澳大湾区の基本資料を収録したものであり、各地区の人口動向、経済動向を統計によって整理している。また、香港及びマカオ法に関する日本語文献目録を作成し収録した。さらに、論文編では、後藤武秀「20世紀初期マカオ家族法における伝統中国法と西洋近代法の調整—「華人風俗習慣法典」の紹介と分析—」、井上貴也「マカオ会社法の概要について」を収録している。

2020年度

本年度は、珠江デルタ地帯の一角をなし、国家的投資により著しい経済発展を遂げつつあり、しかもマカオと隣接していることから人的往来が活発化ようになってきた珠江市横琴地区にある北京大学横琴校舎において現地開発局及びマカオ大学、マカオ都市大学の協力を得てシンポジウムを開催する予定であったが、新型コロナウイルスの影響によりこれを開催することができなくなった。また、香港においては、本年度初めより逃亡犯条例改正、そして国家安全維持法の香港への適用を巡って混乱が続いており、これに輪をかけるように新型コロナウイルスが流行し始めたことから、昨年度2月の調査においても十分な調査行動の自由が得られず、現地調査の成果を得ることができなかった。

海外調査ができなかったことから、調査については日本国内の調査を進めることとした。

また、研究報告については、オンライン報告が可能な学会で報告するにとどまった。

まず、個別の研究成果として、大坂研究員は、「気候正義と訴訟」辻雄一郎・牛嶋仁・黒川哲志・久保はるか編『アメリカ気候変動法と政策』（勁草書房、2021年3月公刊予定）を発表予定であり、前年度の中国の法律家たちへのレクチャーの成果を活かすことができた。芦野研究員は、比較法学的見地から、「建築承包工程中的债权确保手段」第四届“担保物权法理论与实践”国际研讨会论文集（2019年12月）に研究報告の成果を収め、また、「ドイツにおける新型コロナ大流行下での消費者・事業者の保護」NBL1170号（2020年5月）、「ドイツ法からみたデジタル・コンテンツおよびデジタル・サービス」Law&Technology89号（2020年10月）、「ドイツにおける新型コロナ・パンデミックの影響を緩和するための民法施行法の改正」東洋法学64巻4号（2020年12月刊行予定）の各論文において、本共同研究の担当であるドイツ法との比較研究を進めた。井上研究員は、「香港会社法判例解説—取締役制度を中心に—（仮題）」を本年度のプロジェクト冊子（ACRI Research Paper）に収録する予定である。客員研究員として本プロジェクトに参加した朱大明は、1「21世紀海洋シルクロード沿線国家の投資環境と会社法制」（中国語）、清華大学出版社、2019年10月、「民法の精義」（中国語）、清華大学出版社2020年6月の単著のほか、「株主会計帳簿閲覧権の監督機構」、北方法学（中国）、2021年1号、2021.1、「中国会社法成立の源流考—日本法との関係を中心に」、財経法学（中国）、2021年1号、2021.1、「中国証券法における適合性原則と投資者保護」、武蔵野法学（日本）、2020年第15号、2020.9、「日本における多重代表訴訟制度：妥協と平衡との下の立法」、証券法苑、第29巻（中国）、2020年11月、「中国における金融投資者保護の法理とその法制度の発展方向」、池田眞朗教授古稀記念論文集（日本）、慶応出版社、2020.3、「株主会計帳簿閲覧権の判例評釈」、月旦民商法雑誌（台湾）、2019年第12号、2019.12、「中国における信託投資商品の損失補てんについて」、武蔵野法学（日本）、2019年第13号、2020.4を発表した。研究代表者である後藤研究

員は、この地域の特徴的な小規模経営である合股について、資料調査を進めた。また、これに関連して岩手県奥州市水沢区の後藤新平記念館を訪問、調査を進めた。その成果は、ACRI Research Paperに収める予定である。

次に、学会報告であるが、新型コロナウイルスの影響により、各学会とも当初予期したような形での報告は不可能となった。そこで9月26日、地域文化学会第237回月例研究会において、後藤研究員が「台湾における小規模商業組織としての合股について」と題してオンライン形式で報告を行った。これには井上研究員がアドバイザーとして参加した。



岩手県奥州市水沢区の後藤新平記念館に隣接する後藤伯記念公民館。
写真左が後藤新平